# 附則

1 （約款の実施期日）

約款は、平成 28 年 9 月 22 日から実施いたします。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

2 （需要場所についての特別措置）

(1) 適用

イ　第 9 条（需要場所）(1)に定める 1 構内または第 9 条（需要場所）(2)に定める 1 建物（以下「原需要場所」といいます）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます）の契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、第 9 条（需要場所）にかかわらず当分の間 1 原需要場所につきロ(ｲ)または(ﾛ)それぞれ 1 特例区域等に限り、1 需要場所といたします。

（イ）特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ﾛ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます）においてロ(ﾛ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

（ロ）次の事項について非特例区域等の契約者の承諾をえていること

a. 非特例区域等について、第 9 条（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b. 当社および一般送配電事業者が特例区域等における業務を実施するため、第 28 条（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等の契約者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

（ハ）特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

（ニ）特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

（ホ）当社および一般送配電事業者が非特例区域等における業務を実施するため、第 28 条（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の契約者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例設備は、次のものをいいます。

（イ）急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 1 号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

（ロ）認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 2 号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等の契約者が新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます）で、これにともない一般送配電事業者が新たに供給設備を施設するときには、当社は、第 52 条（一般供給設備の工事費負担金）または第 53 条（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、第 8 章（工事費の負担）の適用については、第 53 条（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

3 （記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）

30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます）で計量するときの使用電力量については、次のとおりといたします。

イ 移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ 移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの接続供給電力量

第 14 条（従量）(1)ハ、(2)ニまたは第 15 条（低圧電力）(4) によって、契約容量または契約電力を定める場合で、移行期間において、契約容量または契約電力を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の使用電力量を、イに準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分いたします。

（実施期日）

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

この期日より、附則 4 を追加いたします。

4 （消費税法の改正にともなう経過措置）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年 11 月 28 日法律第 85 号）第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号）第 5 条第 2 項の適用を受ける、2019 年 9 月 30 日以前から契約が継続し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019 年 10 月 1 日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が 2019 年 11 月 1 日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成 28 年 11 月 28 日政令第 358 号〕第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成 26 年 9 月 30 日政令第 317 号〕第 4 条第 3 項で定める部分に限ります。）の算定における料金率、基準単価および離島基準単価については、次のとおりといたします。

(1) 第 14 条及び第 15 条の料金率については、料金表にかかわらず、次のとおりといたします。

料金表

（第 14 条関係）

(1) 従量 B

二(イ)基本料金

| | |
|---|---|
| 契約電流 10 アンペア | 291.60 円 |
| 契約電流 15 アンペア | 437.40 円 |
| 契約電流 20 アンペア | 583.20 円 |
| 契約電流 30 アンペア | 874.80 円 |
| 契約電流 40 アンペア | 1,166.40 円 |
| 契約電流 50 アンペア | 1,458.00 円 |
| 契約電流 60 アンペア | 1,749.60 円 |

二(ロ)電力量料金

| | |
|---|---|
| 最初の 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき | 17.14 円 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 22.64 円 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 25.58 円 |

二(ハ) 最低月額料金

| | |
|---|---|
| 1 契約につき | 309.06 円 |

(2) 従量 C

ホ（イ）基本料金

| | |
|---|---|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 291.60 円 |

ホ（ロ）電力量料金

| | |
|---|---|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 17.14 円 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 22.64 円 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 25.58 円 |

（第 15 条関係）

低圧電力

(5) イ　基本料金

| | |
|---|---|
| 契約電力 1 キロワットにつき | 993.60 円 |

(5) ロ　電力量料金

| | 夏季料金 | その他季料金 |
|---|---|---|
| 1 キロワット時につき | 16.80 円 | 15.15 円 |

(2) 別表 2 (2) の基準単価については、別表 2 (2) にかかわらず、次のとおりといたします。

| | |
|---|---|
| 1 キロワット時につき | 13 銭 4 厘 |

(3) 別表 3 (2) の離島基準単価については、別表 3 (2) にかかわらず、次のとおりといたします。

| | |
|---|---|
| 1 キロワット時につき | 3 厘 |

（実施期日）

この改正規定は、2022 年 8 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2022 年 10 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 11 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2024 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2024 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2025 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2026 年 4 月 1 日から実施します。

（ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について）

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の 9 社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を 2026 年 4 月 1 日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます)
また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026 年 4 月 1 日付で JCOM マーケティング株式会社に商号変更します。
この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026 年 4 月 1 日をもって JCOM マーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。

(実施期日)
この改正規定は、2026 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、2026 年 11 月 1 日から実施します。